

新潟県病院局管理規程第13号

新潟県病院局公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月30日

新潟県病院事業管理者 金井 健一

新潟県病院局公印規程の一部を改正する規程

第1条 新潟県病院局公印規程（昭和30年新潟県病院局管理規程第4号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（公印の種類）</p> <p>第2条 公印の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8) 新潟県立「何々」診療センター長印</u></p> <p><u>(9) (略)</u></p> <p><u>(10) (略)</u></p> <p><u>(11) (略)</u></p> <p><u>(12) 新潟県立「何々」診療センター企業出納員印</u></p> <p><u>(13) (略)</u></p> <p><u>(14) (略)</u></p> <p><u>(15) (略)</u></p> <p><u>(16) (略)</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>（公印の種類）</p> <p>第2条 公印の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p><u>(9) (略)</u></p> <p><u>(10) (略)</u></p> <p>(11) (略)</p> <p><u>(12) (略)</u></p> <p><u>(13) (略)</u></p> <p><u>(14) (略)</u></p> <p>2 (略)</p>

第2条 新潟県病院局公印規程の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

公印のひな形及び寸法

<p>新潟県 病院事業 管理者印</p> <p>27mm平方</p>	<p>新潟県 病院局 長印</p> <p>27mm平方</p>	<p>新潟県 病院局 総務課 長印</p> <p>24mm平方</p>	<p>新潟県 病院局 経営企画課 長印</p> <p>24mm平方</p>	<p>新潟県 病院局 業務課 長印</p> <p>27mm平方</p>
<p>新潟県 立何々 病院長 印</p> <p>27mm平方</p>	<p>新潟県 立何々 センター 院長印</p> <p>27mm平方</p>	<p>新潟県立 何々診療 センター 長印</p> <p>27mm平方</p>	<p>新潟県立何々 病院 附属看護 専門学校 長印</p> <p>27mm平方</p>	<p>新潟県 病院局 企業出 納員印</p> <p>18mm平方</p>
<p>新潟県 立何々 病院企 業出納 員印</p> <p>18mm平方</p>	<p>新潟県立 何々診療 センター 企業出 納員印</p> <p>18mm平方</p>	<p>新潟県立 何々病院 附属看護 専門学校 印</p> <p>27mm平方</p>	<p>新潟県 病院事業 管理者印 専用</p> <p>30mm平方</p>	<p>新潟県立何々 看護 専門学校 長印</p> <p>27mm平方</p>

新潟県立何々
看護
専門学校
印

30mm平方

備考 字体は、適宜とする。

第3条 新潟県病院局公印規程の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
(管守) 第4条 第2条第1項第1号から第5号まで及び第 <u>10</u> 号の公印は、総務課長が管主する。 2 前項以外の公印は、新潟県立病院長、 <u>新潟県立診療センター長</u> 、新潟県立病院附属看護専門学校長及び新潟県立看護専門学校長がそれぞれ管守する。	(管守) 第4条 第2条第1項第1号から第5号まで及び第 <u>9</u> 号の公印は、総務課長が管主する。 2 前項以外の公印は、新潟県立病院長、新潟県立病院附属看護専門学校長及び新潟県立看護専門学校長がそれぞれ管守する

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。